■バーゼルⅡ　第3の柱（市場規律）に基づく開示

銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号。以下「規則」という。）第19条の2第1項第5号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日金融庁告示第15号、いわゆるバーゼルⅡ第3の柱（市場規律））として、事業年度に係る説明書書類に記載すべき事項を当該告示に則り、本章で開示しております。

なお本章中における「自己資本比率告示」及び「告示」は、平成18年3月27日金融庁告示第19号、いわゆるバーゼルⅡ第1の柱（最低所要自己資本比率）を指しております。

定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項

イ. 自己資本比率告示第3条又は第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。（以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

連結グループに属する会社と連結財務諸表規則に基づく連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。

ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は以下の2社です。

・岳洋産業株式会社（店舗用不動産の賃貸管理業）

・静岡中央信用保証株式会社（信用保証業務）

（注）富士ビジネスサービス株式会社は、平成22年3月31日に解散、平成22年7月21日に清算しております。

ハ. 自己資本比率告示第9条又は第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

自己資本比率告示第9条又は第32条が適用される金融業務を営む関連法人等はございません。

ニ. 自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社はございません。

ホ. 銀行法（昭和56年法律第59号。以下「法」という。）第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの及び同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの及び同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社はございません。

ヘ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は特段ございません。

2. 自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段		概要
普通株式	24百万株	完全議決権株式
非累積的永久優先株式	一百万株	
期限付劣後債務	一百万株	

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、良質な資産の積上げと着実な収益の積上げによる内部留保の拡大により充分な自己資本を確保するよう努めているとともに、自己資本比率、Tier1比率等を指標として健全性を評価しております。また、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク他）等、当行の直面するリスクに関し、それぞれのカテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、自己資本（Tier Ⅰ）と比較・対照することによって、リスクに対して自己資本が十分であるかなど充実度を確認しております。

4. 信用リスクに関する事項

イ. 信用リスク管理の方針及び手続きの概要

○リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引相手先の信用状態の悪化等により、与信取引の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクをいいます。

当行では「信用リスク管理規程」に基づき、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理による「個別与信管理」（取引相手先ごとまたは取引ごとに信用リスクの状況を把握・判断）と、銀行全体のポートフォリオにおいて、特定の大口取引、業種、地域、与信形態など、同種のリスクへの過度の与信集中を回避するなど信用リスクの分散を図る「ポートフォリオ管理」（与信資産全体を一つの集合体として捉え、全体として信用リスクの状況を管理すること）を行っています。

「個別与信管理」については、審査部門が個別債務者毎、個別与信稟議毎に、信用状況、財務分析、資金使途、返済計画・能力等により適切な与信判断をするとともに、実行後は常に個別債務者の信用状況を把握し、定期的に信用格付を実施し、定期的に経営に報告するなど適切な事後管理に努めています。

「ポートフォリオ管理」は、銀行全体の与信ポートフォリオについて、信用リスク管理部署が、大口個社や大口与信グループ、業種別与信の集中度合等について、定期的にモニタリングを行うことにより、与信集中によるリスクを回避しているとともに、信用リスクの計量化、モニタリング結果を定期的に経営に報告するなど適切な管理に努めています。

※信用格付とは、行内の信用格付制度で、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングなどに利用しています。

○自己査定と償却・引当

自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに債権回収の危険性の度合いに応じて資産分類を行うものです。

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準および償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っています。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しています。

「破綻懸念先」「破綻先」「実質破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、個別貸倒引当金の計上等を行っています。

ロ. 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行では、保有資産のリスク・ウェイトを判定する上で、すべてのエクスポージャーについて以下の4社の適格格付機関を使用しています。なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・「R&I」「JCR」「Moody's」「S&P」

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行では、貸出等の与信取引を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っていますが、その上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用している担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めています。保証では、信用保証協会、政府関係機関、地方公共団体および、債務者の親会社による保証が主となっています。担保・保証の評価や管理等の手続きについては、当行が定める行内規定に基づいて、適切な取扱いを行っております。

また、貸出金と預金の相殺を行う取引としては、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証等を対象としており、行内規定に基づいて手続きをしています。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保および適格保証、および、貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しています。適格担保の内容としては自行預金、国債、上場株式等、適格保証の内容としては住宅金融支援機構（前住宅金融公庫）や政府関係機関、地方公共団体の保証などが主なものです。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続の概要

当行では、派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当行では、証券化取引へのオリジネーターとしての関与はありませんが、投資家として当行以外のオリジネーターによる証券化商品を購入しております。

当行が保有する証券化エクスポージャーに関しましては、裏付資産の状況（デフォルト率、期限前償還比率等）、金利動向、証券化市場の動向、適格格付機関による格付情報等について、資金証券部がモニタリングを行い、運用担当役員並びに経営に対する報告を行っております。

ロ. 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額算出に使用する方式

当行では、「標準的手法」により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額を算出しております。

また、当行は、金融庁告示第19号附則第15条の証券化エクスポージャーに関する経過措置を適用しており、保有証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットについては、原資産に平成5年大蔵省告示第55号と平成18年金融庁告示第19号とを適用した場合の信用リスク・アセット額のうち、いずれか大きい額を上限として計上しております。

ハ. オリジネーターとして関与する証券化取引の会計方針

当行がオリジネーターとして関与する証券化取引はございません。

ニ. 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定には、適格格付機関である「R&I」「JCR」「Moody's」「S&P」の4社の格付を使用しております。なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っておりません。

8. マーケット・リスクに関する事項

当行では、自己資本比率算出においてマーケット・リスク相当額と準補完的項目の算入は行っておりません。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

イ. オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスクをいいます。

当行では、リスクに関する包括的な行内規定である「リスク管理基本規程」において、オペレーショナル・リスクとして、事務リスク、システムリスク、法務リスク（リーガルリスク）、風評（評判）リスク、有形資産リスク、人的リスク、その他オペレーショナル・リスクの7つに分類し、オペレーショナル・リスク管理規程を定め管理しています。

また、個別に行内規定を定め、各リスクについて、それぞれ業務部、システム部、コンプライアンス統括部、経営管理部、人事部等の管理部署が個別リスクを管理し、事故データ等の蓄積を行っているほか、リスクを統括する常務会に定期的にリスクの状況に関する報告を行っています。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額算出に使用する手法

当行では、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては「基礎的手法」（注）を採用しております。

（注）「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

10. 銀行勘定における出資等に関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等のリスク管理につきましては、資金証券部において定期的にリスクを評価し、その状況について、ALM委員会や取締役会等に報告を行っております。

市場リスクの計測は、バリュー・アット・リスク（以下、「VaR」という。）による分析を行い、VaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間3ヵ月、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しております。

11. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

イ. 市場リスクのリスク管理の方針及び手続きの概要

市場リスクとは、金利や為替、株価などの変動によって、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクをいい、具体的には、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに分けられます。

当行では、市場リスク量を適切にコントロールするために、資金証券部が市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計測可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益がどのように変動するかを試算しています。

資金証券部は、市場リスクの状況について、定期的にALM委員会に報告し、ALM委員会が全体の資産と負債のバランスを管理するための協議内容を取締役会等に報告しております。

ロ. 銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

当行では、銀行勘定（資産・負債勘定のうち、貸出金、預金、有価証券など）における金利リスクを算定するにあたり、計量可能なリスクについては、ベーシス・ポイント・バリュー（BPV）（注1）、ギャップ分析（注2）、VaR（注3）などの計測手法を用いて、計測しております。

また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行い、金利が大きく変動した場合等に想定しうる損失額等の把握を行うとともに、バックテスティングにより、計測結果の検証を行っています。

（注1）BPV…金利が0.01%変化した場合の時価損益の変化

（注2）ギャップ分析…資産負債の残高を将来の金利改定期ごとに集計して、そのギャップを分析する手法

（注3）VaR…一定の確率の下の予想最大損失額

定量的な開示事項

1. 連結自己資本比率の控除項目の対象となる非連結子会社のうち規制上の所要自己資本比率を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社はございません。

2. 自己資本の構成及び自己資本比率

自己資本の構成及び自己資本比率については、P.61～62（自己資本比率の状況）に記載しております。

3. 信用リスクに対する所要自己資本の額

（単位：百万円）

	平成22年3月期				平成23年3月期			
	単体		連結		単体		連結	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク(A)（標準的手法）	281,953	11,278	282,074	11,282	290,310	11,612	289,936	11,597
【資産（オン・バランス）項目】計	280,165	11,206	280,286	11,211	289,635	11,585	289,261	11,570
現金	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	17	0	17	0	18	0	18	0
地方三公社向け	21	0	21	0	20	0	20	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,554	222	5,554	222	7,050	282	7,050	282
法人等向け	90,951	3,638	90,951	3,638	93,807	3,752	93,807	3,752
中小企業等向け及び個人向け	40,770	1,630	40,753	1,630	43,149	1,725	43,146	1,725
抵当権付住宅ローン	35,518	1,420	35,504	1,420	37,829	1,513	37,818	1,512
不動産取得等事業向け	61,801	2,472	61,801	2,472	64,763	2,590	64,763	2,590
三月以上延滞等	2,910	116	2,967	118	1,512	60	1,637	65
取立未決済手形	7	0	7	0	6	0	6	0
信用保証協会等による保証付	5,113	204	5,113	204	4,695	187	4,695	187
株式会社企業再生支援機構による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
出資等	20,615	824	20,597	823	19,755	790	19,160	766
上記以外	13,312	532	13,424	536	14,002	560	14,111	564
証券化（オリジネータの場合）	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化（オリジネータ以外の場合）	618	24	618	24	522	20	522	20
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	2,951	118	2,951	118	2,501	100	2,501	100
【オフ・バランス取引等項目】計	1,787	71	1,787	71	675	27	675	27
原契約期間が1年以下のコミットメント	20	0	20	0	120	4	120	4
原契約期間が1年超のコミットメント	1,390	55	1,390	55	232	9	232	9
信用供与に直接的に代替する偶発債務	377	15	377	15	323	12	323	12
（うち借入金の保証）	(377)	(15)	(377)	(15)	(323)	(12)	(323)	(12)
オペレーショナル・リスク（B）（基礎的手法）	17,998	719	18,227	729	17,995	719	18,254	730
総所要自己資本額（A）＋（B）		11,998		12,012		12,332		12,327

（注）所要自己資本額＝リスク・アセット×4%

4. 信用リスクに関する事項

●信用リスクに関するエクスポージャーおよび三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

【単体】 （単位：百万円、%）

	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高								三月以上延滞エクスポージャーの期末残高	
			貸出金、その他の資産		有価証券		デリバティブ取引			
	22年3月期	23年3月期	22年3月期	23年3月期	22年3月期	23年3月期	22年3月期	23年3月期	22年3月期	23年3月期
国内計	510,860	535,911	446,146	471,271	64,714	64,640	—	—	3,805	2,159
国外計	2,738	2,679	—	—	2,738	2,679	—	—	—	—
地域別合計	513,599	538,590	446,146	471,271	67,452	67,319	—	—	3,805	2,159
製造業	71,593	65,982	55,296	53,818	16,296	12,163	—	—	58	156
農業・林業	565	418	565	418	—	—	—	—	—	—
漁業	75	66	75	66	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	6	24	6	24	—	—	—	—	—	—
建設業	44,984	47,355	44,894	46,863	89	492	—	—	196	195
電気・ガス・熱供給・水道業	304	492	—	—	304	492	—	—	—	—
情報通信業	1,418	2,466	373	393	1,045	2,073	—	—	—	2
運輸業・郵便業	12,043	12,766	10,260	10,783	1,783	1,982	—	—	3	2
卸・小売業	41,237	43,430	38,910	40,908	2,326	2,522	—	—	193	124
金融・保険業	30,362	42,018	19,596	26,304	10,766	15,713	—	—	—	—
不動産業	20,636	24,546	20,072	23,521	563	1,024	—	—	1,875	109
不動産賃貸管理業	20,441	19,185	20,056	18,800	384	384	—	—	1	252
物品賃貸業	3,763	3,373	3,763	3,373	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2,006	2,229	2,006	2,229	—	—	—	—	106	2
宿泊業	7,872	8,334	7,872	8,334	—	—	—	—	318	26
飲食業	5,961	6,025	5,961	6,025	—	—	—	—	5	18
生活関連サービス業・娯楽業	6,814	7,920	6,814	7,920	—	—	—	—	42	132
教育・学習支援業	1,253	1,427	1,253	1,427	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	20,319	20,751	20,319	20,751	—	—	—	—	13	195
その他のサービス	10,701	13,531	10,483	13,330	217	200	—	—	19	26
国・地方公共団体	28,087	25,132	—	—	28,087	25,132	—	—	—	—
個人による貸家業	57,593	61,227	57,593	61,227	—	—	—	—	179	290
個人	100,430	104,561	100,430	104,561	—	—	—	—	790	624
その他	25,124	25,322	19,537	20,186	5,587	5,135	—	—	—	—
業種別計	513,599	538,590	446,146	471,271	67,452	67,319	—	—	3,805	2,159
1年以下	67,981	71,085	65,370	67,902	2,610	3,182	—	—		
1年超3年以下	36,983	34,262	32,043	31,860	4,940	2,401	—	—		
3年超5年以下	34,883	40,031	31,094	30,469	3,789	9,562	—	—		
5年超7年以下	31,592	30,815	27,803	24,991	3,788	5,823	—	—		
7年超10年以下	89,102	93,059	62,986	70,827	26,116	22,232	—	—		
10年超	194,417	206,759	193,299	206,236	1,118	522	—	—		
期間の定めのないもの	58,637	62,576	33,548	38,982	25,088	23,594	—	—		
残存期間別合計	513,599	538,590	446,146	471,271	67,452	67,319	—	—		

（注） 1.「貸出金、その他の資産」項目には、貸出金、コミットメント、現金預け金、コールローン、固定資産等が計上されています。
2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー。
3. エクスポージャーの内訳については、「貸出金、その他の資産」「有価証券」「デリバティブ取引」に区分し、従来業種別でその他に区分していたエクスポージャー等を詳細に区分し表示しております。

【連結】 （単位：百万円、%）

	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高								三月以上延滞エクスポージャーの期末残高	
			貸出金、その他の資産		有価証券		デリバティブ取引			
	22年3月期	23年3月期	22年3月期	23年3月期	22年3月期	23年3月期	22年3月期	23年3月期	22年3月期	23年3月期
国内計	510,622	534,881	446,258	471,381	64,364	63,500	—	—	4,160	2,616
国外計	2,738	2,679	—	—	2,738	2,679	—	—	—	—
地域別合計	513,360	537,560	446,258	471,381	67,102	66,179	—	—	4,160	2,616
製造業	71,593	65,982	55,296	53,818	16,296	12,163	—	—	58	156
農業・林業	565	418	565	418	—	—	—	—	—	—
漁業	75	66	75	66	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	6	24	6	24	—	—	—	—	—	—
建設業	44,984	47,355	44,894	46,863	89	492	—	—	196	195
電気・ガス・熱供給・水道業	304	492	—	—	304	492	—	—	—	—
情報通信業	1,418	2,466	373	393	1,045	2,073	—	—	—	2
運輸業・郵便業	12,043	12,766	10,260	10,783	1,783	1,982	—	—	3	2
卸・小売業	41,237	43,430	38,910	40,908	2,326	2,522	—	—	193	124
金融・保険業	30,032	40,888	19,596	26,304	10,436	14,583	—	—	—	—
不動産業	20,636	24,546	20,072	23,521	563	1,024	—	—	1,875	109
不動産賃貸管理業	20,431	19,175	20,056	18,800	374	374	—	—	1	252
物品賃貸業	3,763	3,373	3,763	3,373	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2,006	2,229	2,006	2,229	—	—	—	—	106	2
宿泊業	7,872	8,334	7,872	8,334	—	—	—	—	318	26
飲食業	5,961	6,025	5,961	6,025	—	—	—	—	5	18
生活関連サービス業・娯楽業	6,814	7,920	6,814	7,920	—	—	—	—	42	132
教育・学習支援業	1,253	1,427	1,253	1,427	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	20,319	20,751	20,319	20,751	—	—	—	—	13	195
その他のサービス	10,691	13,531	10,483	13,330	207	200	—	—	19	26
国・地方公共団体	28,087	25,132	—	—	28,087	25,132	—	—	—	—
個人による貸家業	57,593	61,227	57,593	61,227	—	—	—	—	179	290
個人	100,430	104,561	100,430	104,561	—	—	—	—	1,145	1,080
その他	25,236	25,431	19,648	20,295	5,587	5,135	—	—	—	—
業種別計	513,360	537,560	446,258	471,381	67,102	66,179	—	—	4,160	2,616
1年以下	67,981	71,085	65,370	67,902	2,610	3,182	—	—		
1年超3年以下	36,983	34,262	32,043	31,860	4,940	2,401	—	—		
3年超5年以下	34,883	40,031	31,094	30,469	3,789	9,562	—	—		
5年超7年以下	31,592	30,815	27,803	24,991	3,788	5,823	—	—		
7年超10年以下	89,102	93,059	62,986	70,827	26,116	22,232	—	—		
10年超	194,417	206,759	193,299	206,236	1,118	522	—	—		
期間の定めのないもの	58,399	61,546	33,660	39,091	24,738	22,454	—	—		
残存期間別合計	513,360	537,560	446,258	471,381	67,102	66,179	—	—		

（注） 1.「貸出金、その他の資産」項目には、貸出金、コミットメント、現金預け金、コールローン、固定資産等が計上されています。
2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー。
3. エクスポージャーの内訳については、「貸出金、その他の資産」「有価証券」「デリバティブ取引」に区分し、従来業種別でその他に区分していたエクスポージャー等を詳細に区分し表示しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、投資損失引当金勘定の期末残高および期中増減額

【単体】 （単位：百万円）

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	22年3月期	1,511	△110	1,401
	23年3月期	1,401	△493	907
個別貸倒引当金	22年3月期	2,185	△528	1,657
	23年3月期	1,657	△326	1,330
投資損失引当金	22年3月期	330	1	331
	23年3月期	331	213	545
合計	22年3月期	4,027	△636	3,390
	23年3月期	3,390	△607	2,783

【連結】 （単位：百万円）

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	22年3月期	1,511	△50	1,461
	23年3月期	1,461	△396	1,064
個別貸倒引当金	22年3月期	2,498	△485	2,013
	23年3月期	2,013	△295	1,717
投資損失引当金	22年3月期	—	—	—
	23年3月期	—	—	—
合計	22年3月期	4,010	△535	3,475
	23年3月期	3,475	△692	2,782

●個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

【単体】 （単位：百万円）

	期首残高		当期増減額		期末残高	
	22年3月期	23年3月期	22年3月期	23年3月期	22年3月期	23年3月期
国内計	2,185	1,657	△528	△326	1,657	1,330
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別計	2,185	1,657	△528	△326	1,657	1,330
製造業	205	207	1	△7	207	199
農業・林業	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	46	63	16	16	63	79
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	5	2	△2	△0	2	2
運輸業・郵便業	79	78	△1	△75	78	2
卸・小売業	166	95	△71	△0	95	94
金融・保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	764	751	△13	△679	751	71
不動産賃貸管理業	2	2	0	94	2	96
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	5	5	△0	△4	5	1
宿泊業	4	58	54	△27	58	30
飲食業	—	22	22	△9	22	13
生活関連サービス業・娯楽業	454	1	△452	450	1	451
教育・学習支援業	7	3	△4	△3	3	—
医療・福祉	75	84	8	26	84	110
その他のサービス	46	36	△10	△6	36	30
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個人による貸家業	235	136	△99	△44	136	92
個人	77	99	21	△54	99	45
その他	6	7	0	△0	7	6
業種別計	2,185	1,657	△528	△326	1,657	1,330

【連結】 （単位：百万円）

	期首残高		当期増減額		期末残高	
	22年3月期	23年3月期	22年3月期	23年3月期	22年3月期	23年3月期
国内計	2,498	2,013	△485	△295	2,013	1,717
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別計	2,498	2,013	△485	△295	2,013	1,717
製造業	205	207	1	△7	207	199
農業・林業	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	46	63	16	16	63	79
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	5	2	△2	△0	2	2
運輸業・郵便業	79	78	△1	△75	78	2
卸・小売業	166	95	△71	△0	95	94
金融・保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	764	751	△13	△679	751	71
不動産賃貸管理業	2	2	0	94	2	96
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	5	5	△0	△4	5	1
宿泊業	4	58	54	△27	58	30
飲食業	—	22	22	△9	22	13
生活関連サービス業・娯楽業	454	1	△452	450	1	451
教育・学習支援業	7	3	△4	△3	3	—
医療・福祉	75	84	8	26	84	110
その他のサービス	46	36	△10	△6	36	30
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個人による貸家業	235	136	△99	△44	136	92
個人	391	456	64	△23	456	432
その他	6	7	0	△0	7	6
業種別計	2,498	2,013	△485	△295	2,013	1,717

●業種別の貸出金償却の額

（単位：百万円）

	貸出金償却			
	単体		連結	
	22年3月期	23年3月期	22年3月期	23年3月期
製造業	—	—	—	—
農業・林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業・郵便業	—	—	—	—
卸・小売業	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—
不動産業	12	—	12	—
不動産賃貸管理業	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—
生活関連サービス業・娯楽業	0	—	0	—
教育・学習支援業	—	—	—	—
医療・福祉	—	—	—	—
その他のサービス	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—
個人による貸家業	—	—	—	—
個人	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
業種別計	13	—	13	—

●リスク・ウェイトの区分毎の信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高および資本控除した額

【単体】

（単位：百万円）

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	22年3月期		23年3月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	84,002	—	95,699
10%	—	51,842	—	48,596
20%	14,507	148	16,525	137
35%	—	101,515	—	108,596
50%	5,249	1,180	5,448	737
75%	—	59,354	—	60,952
100%	14,561	180,186	15,716	183,450
150%	1,879	846	2,490	370
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	△53	—	—
合計	36,197	479,023	40,180	498,542

（注）1.「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。
2.「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれる。

【連結】

（単位：百万円）

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	22年3月期		23年3月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	84,002	—	95,699
10%	—	51,842	—	48,596
20%	14,507	148	16,525	137
35%	—	101,475	—	108,564
50%	5,249	1,286	5,448	834
75%	—	59,331	—	60,948
100%	14,561	180,136	15,716	182,837
150%	1,879	945	2,490	506
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	△53	—	—
合計	36,197	479,116	40,180	498,126

（注）1.「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。
2.「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれる。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

	22年3月期		23年3月期	
	単体	連結	単体	連結
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	3,148	3,148	3,798	3,798
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	295	295	96	96

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引はございません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ．銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーはございません。

ロ．銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

●投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

（単位：百万円）

	22年3月期		23年3月期	
	単体	連結	単体	連結
住宅ローン債権	618	618	522	522
自動車ローン債権	—	—	—	—
カードローン債権	—	—	—	—
リース債権	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	618	618	522	522

●投資家として保有するエクスポージャーのリスク・ウェイト毎の残高及び所有自己資本

【単体】 （単位：百万円）

	22年3月期		23年3月期	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
20%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
100%	618	24	522	20
自己資本控除	—	—	—	—
合　計	618	24	522	20

【連結】 （単位：百万円）

	22年3月期		23年3月期	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
20%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
100%	618	24	522	20
自己資本控除	—	—	—	—
合　計	618	24	522	20

●投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、告示第247号の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

該当ございません。

●自己資本比率告示附則第十五条の適用による信用リスク・アセットの額

該当ございません。

8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

●銀行勘定における出資等の貸借対照表計上額および時価

【単体】 （単位：百万円）

	22年3月期		23年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	21,605		19,427	
上記に該当しない出資等	1,481		2,261	
合　計	23,087	23,087	21,688	21,688

【連結】 （単位：百万円）

	22年3月期		23年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	21,605		19,427	
上記に該当しない出資等	1,131		1,121	
合　計	22,737	22,737	20,548	20,548

●銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	22年3月期		23年3月期	
	単体	連結	単体	連結
売却損益額	794	794	△130	△130
償却額	72	72	452	452

●貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	22年3月期		23年3月期	
	単体	連結	単体	連結
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	△402	△402	△2,885	△2,885
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—	—	—

9. 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

●金利ショックに対する経済的価値の変動額と経済的価値低下率（アウトライヤー比率）

【単体】 （単位：百万円）

	22年3月期	23年3月期
金利ショックに対する経済的価値の変動額	4,759	2,686
経済的価値低下率（アウトライヤー比率）	14.63%	8.21%

【連結】

連結子会社の資産及び負債を加えた金利リスクは、銀行本体の金利リスクと比較して影響が軽微であると判断しており、そのため連結ベースでの計測は行っておりません。

（注）1. 金利ショックは、保有期間1年、計測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値を採用しております。
2. コア預金を反映した上で、金利ショックに対する経済的価値の変動額を算出しております。
3. コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく、長期間銀行に滞留する預金で「①過去5年の最低残高」、「②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高」、「③現在残高の50%相当額」の3項目のうち、最小の額を平均満期2.5年として算出しております。
4. 経済価値低下率（アウトライヤー比率）
バーゼルⅡ第2の柱のアウトライヤー規制における比率。
算出方法…金利リスク量÷（Tier1＋Tier2）
5. 平成23年3月期より、リスク管理の高度化の一環として、金利ショックの計測手法を「200bp」による計測手法から「1%タイル値と99%タイル値」による計測手法に変更しております。